

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した時に、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

但し、紹介予定派遣満了後に行う職業紹介は適用対象外となります。

- （１）入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- （２）入社後 1 か月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。